

平成 30 年 7 月 5 日

国有財産の監査結果について

～ 国有財産の有効活用の観点から 10 件の指摘 ～

近畿財務局は、現在、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 10 条第 1 項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号）第 3 条の 2 の各規定に基づき、各省各庁が所管する庁舎等の公用財産等について、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出など、国有財産の有効活用及び財政貢献の観点から実地監査を実施しています。

平成 29 年度においては、庁舎等の公用財産 31 口座及び港湾施設の公共用財産 12 口座の合計 43 口座の監査を実施し、そのうち 10 件について問題点を指摘しました（別紙）。

指摘事案の内容は、①稼働率の低調な研修施設については、他府省等への貸出し等による施設の有効活用を求めたもの②港湾施設については、管理委託契約上の利用計画と現況が相違していたため是正を求めたもの、であり、国有財産の有効活用につながるものとなっています。

なお、実地監査に基づき指摘した事案については、定期的に進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

フォローアップの結果、平成 23 年度から 28 年度までの間に指摘した事案 79 件のうち 29 年度末における是正・改善済みは 53 件、是正未済は 26 件となっています。

今後も引き続き是正・改善の促進のため、フォローアップを実施していきます。

※ 全国分の国有財産監査の結果については財務省ホームページをご覧ください。

https://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2017/index.html

【問い合わせ先】

管財部統括国有財産監査官

電 話：06-6949-6358

1. 【公用財産】研修施設の使用実態(4件)

(別紙)

省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の内容
財務省	税務大学校	一般	—	税務大学校大阪研修所	大阪府枚方市香里ヶ丘10丁目1-9外	検討	税務大学校大阪研修所は、運動施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
財務省	大阪税関	一般	—	本関分室	大阪府大阪市港区海岸通1-5-1	検討	本関分室は、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	近畿技術事務所	大阪府枚方市山田池北町1818-1	検討	近畿技術事務所は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。
最高裁判所	大阪高等裁判所	一般	—	裁判所職員総合研修所大阪分室	大阪府吹田市桃山台5-3-3	検討	裁判所職員総合研修所大阪分室は、宿泊施設の稼働率が低調であることから、他府省等への貸出し等による稼働率改善に向けた取組を行う必要がある。

検討：改善等措置に向けた方策が、複数見込まれ、最適な方策について検討する必要があると認められるもの等

2. 【公共用財産】港湾施設の使用実態(6件)

(別紙)

省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の内容
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (荷さばき地敷)	兵庫県明石市二見町 東二見地先	是正	東播磨港(荷さばき地敷)は、一部で管理委託契約に基づく用途と現況が相違していることから、管理委託契約の用途と現況を一致させる必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (道路敷)	兵庫県明石市二見町 東二見地先	是正	東播磨港(道路敷)は、一部で管理委託契約に基づく用途と現況が相違していることから、管理委託契約の用途と現況を一致させる必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (荷さばき地敷)	兵庫県高砂市高砂町 地先	是正	東播磨港(荷さばき地敷)は、一部で管理委託契約に基づく用途と現況が相違していることから、管理委託契約の用途と現況を一致させる必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (道路敷)	兵庫県高砂市高砂町 地先	是正	東播磨港(道路敷)は、一部で管理委託契約に基づく用途と現況が相違していることから、管理委託契約の用途と現況を一致させる必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (荷さばき地敷)	兵庫県加古川市別府 町港町14の1番地先	是正	東播磨港(荷さばき地敷)は、一部で管理委託契約に基づく用途と現況が相違していることから、管理委託契約の用途と現況を一致させる必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	東播磨港 (緑地敷)	兵庫県加古川市別府 町港町14の1番地先	是正	東播磨港(緑地敷)は、一部で管理委託契約に基づく用途と現況が相違していることから、管理委託契約の用途と現況を一致させる必要がある。

是正：効率的な運用及び有効活用の促進の観点等からみて、特定の省庁に限らない多くの省庁による使用等、他の用途への変更、所管換、所属替及び用途廃止等の適切な措置を明らかに要するもの等